
ご用心 災害に便乗した悪質商法

（国民生活センターHPより）

令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方に深く哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。特に最近では「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金を使える」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。

なお、以下で紹介する相談事例やアドバイスは一例です。

お困りの際には、一人で悩まずお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン188）にご相談ください。

全国の消費生活センター等の相談窓口、消費者ホットライン（188）

警察（全国共通の短縮ダイヤル「#9110」、最寄りの警察本部・警察署の悪質商法担当係）

【相談事例】

*工事、建築

認知症の父が来訪した工事業者に勧められ不要な屋根修理契約をしてしまった。台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。仕方なく支払ったが納得できない。

日に3~4回訪問され、屋根の吹き替え工事契約を迫られた

屋根の無料点検後、そのまま放置すると雨漏りすると言われ高額な契約をさせられた
豪雨で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった

雪下ろし作業後に当初より高い金額を請求された

*「保険金」を口実にした勧誘

「損害保険で雨どいの修理ができる」と業者の訪問を受けた。せっかくなのでドローンを使って屋根の撮影もしてはどうかと言われ、お願いした。不安になったので断りたいが、業者と連絡が取れない。

3年前に起きた災害の被災地調査員を名乗り、保険の請求期限まで半年を切ったので、保険金請求のためのサポートをしろと言われ、契約したがクーリング・オフしたい。

台風の後片づけをしていたら、業者が来訪し、損害保険を使って無料で雨どい修理がで

きる、経年劣化で壊れたものも保険でできると言われた。不審だ。
先日の台風で雨どいが壊れ外壁もはがれた。「火災保険で修理できる」という業者が突
然来訪し、保険請求手続きの代行と住宅修理を依頼したがやめたい。

***寄付金、義援金（#過去、熊本地震の際にも別添資料のような事例あり）**

ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった
市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた

●消費者へのアドバイス●

***工事、建築**

修理工事等の契約は慎重にしましょう

契約を迫られても、その場では決めず、できれば複数社から見積もりを取って比較検討
しましょう

契約後でも、クーリング・オフができる場合があります

***「保険金」を口実にした勧誘**

「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加
入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう

経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、う
その理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう

***寄付金、義援金**

不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう

金銭を要求されても、決して支払わないでください

公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません

寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう

相談窓口を利用しましょう

お困りの際には、一人で悩まずお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン 188）
にご相談ください。

全国の消費生活センター等の相談窓口、消費者ホットライン（188）

警察（全国共通の短縮ダイヤル「#9110」、最寄りの警察本部・警察署の悪質商法担当
係）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000
-

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

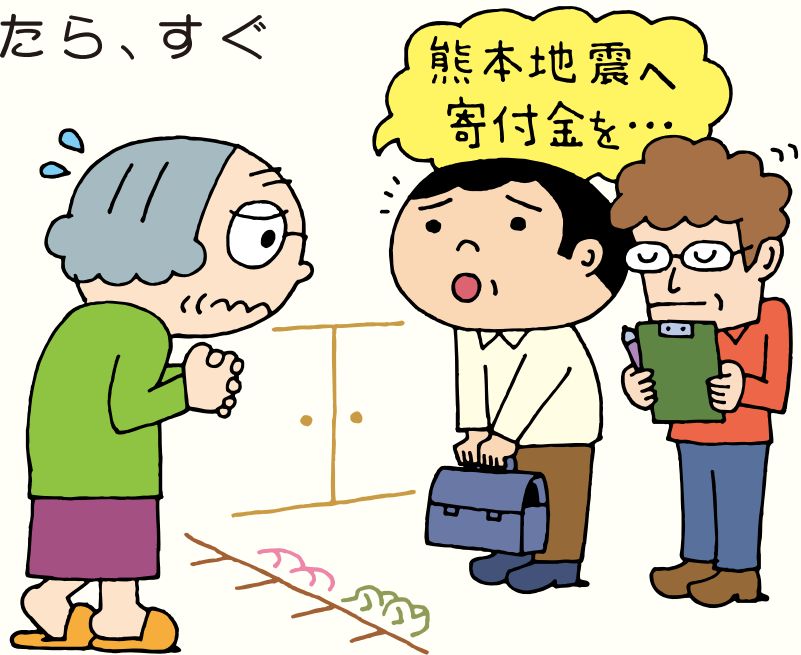
○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

見守り 新鮮情報

数日前、友人宅に**不審な2人組**の訪問があり、**被災者**への**寄付金**を求められたようだ。**信用できない**と思い

断ったら、すぐ
に帰ったという。
あやしいので
情報提供する。

(60歳代 女性)



ご注意 熊本地震に便乗した 不審な訪問や電話

ひとこと助言



- 平成28年熊本地震に関連して、義援金等を求める不審な訪問や電話に関する相談が寄せられています。
- 義援金等は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。
- 不審な電話はすぐ切り、来訪の申し出があっても断ってください。また、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。
- 少しでも疑問や不安を感じたら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等(消費者ホットライン188)や警察にご相談ください。